

杵築市伝統的建造物群保存地区保存補助金交付要綱

(要旨)

第1条 この要綱は、杵築市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成28年杵築市条例第26号。以下「条例」という。）第11条の規定による補助金に関し、杵築市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則（平成28年杵築市規則第26号）及び杵築市補助金等交付規則（平成17年杵築市規則第37号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 伝統的建造物等 条例第3条に基づき定めた杵築市北台南台伝統的建造物群保存計画（以下「保存計画」という。）で伝統的建造物及び環境物件に決定された物件をいう。
- (2) 外観 保存地区内の伝統的建造物等及び伝統的建造物等以外の物件の外部をいう。
- (3) 修理 保存計画に定められた修理基準に基づき行われる伝統的建造物の保存のための行為をいう。
- (4) 修景 保存計画に定められた修景基準に基づき行われる建築物等の新築等の行為をいう。
- (5) 復旧 保存計画で定められた環境物件を復元する行為をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次条に規定する補助の対象となる事業の物件について権利を有する者であって、保存計画に基づく保存整備を行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、他の補助事業等により補助金等の交付を受ける保存整備を行う者には補助金は交付しないものとする。

(補助対象経費等)

第4条 補助の対象となる事業の種類、経費及びこれに対する補助率並びに補助限度額は、別表1に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、杵築市伝統的建造物群保存地区保存補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して工事着工の14日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書（様式第2号）
- (2) 設計図書（平面図、立面図等）及び仕様書
- (3) 見積書

- (4) 現況写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金交付の可否を決定し、杵築市伝統的建造物群保存地区保存補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の指令に必要な条件を付することができる。

(補助金の変更承認申請)

第7条 補助金の交付決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、交付決定を受けた内容を変更し、又は中止しようとするときは、杵築市伝統的建造物群保存地区保存補助金変更承認申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 変更収支予算書(様式第5号)
- (2) 設計図書(平面図、立面図等)及び仕様書
- (3) 見積書
- (4) 現況写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を杵築市伝統的建造物群保存地区保存補助金変更交付決定通知書(様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、工事が完了した日から起算して14日以内又は工事完了年度の3月20日のいずれか早い日までに、杵築市伝統的建造物群保存地区保存補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書(様式第8号)
- (2) 実施設計図書
- (3) 補助事業の経過及び成果を証する書類並びに写真等の資料
- (4) 領収証又は請求書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第9条 市長は、前条に規定する報告書の提出があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、杵築市伝統的建造物群保存地区保存補助金確定通知書(様式第9号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 10 条 交付決定者は、前条の通知を受けた場合において補助金の交付を請求しようとするときは、杵築市伝統的建造物群保存地区保存補助金交付請求書(様式第 10 号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第 11 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 法令又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか補助金等の運用が不相当であると認めたとき。

(補助金の返還)

第 12 条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したとき又は変更したときは、既に補助金を交付している場合は、期限を定め返還を命じるものとする。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(杵築市まち並み環境整備事業補助金交付要綱の一部改正)

2 杵築市まち並み環境整備事業補助金交付要綱(平成 21 年杵築市告示第 38 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、他の補助制度を利用する補助事業を行う者には補助金は交付しないものとする。

別表 1 (第4条関係)

事業の種類	補助対象経費		補助率	補助限度額 (千円)
伝統的建造物の修理	建築物	保存計画の修理基準に基づく外観の修理に要する経費(構造耐力上主要な部分の修理及び補強並びに耐震性等防災性能向上に要する経費を含む。)	主屋 8/10 以内	8,000
			付属屋 8/10 以内	4,000
	工作物	保存計画の修理基準に基づく修理に要する経費	8/10 以内	4,000
	設計監理にかかる経費		8/10 以内	500
環境物件の復旧	当該物件の復旧に要する経費		8/10 以内	2,000
伝統的建造物以外の建築物等の修景	建築物	新築、増築、改築、移転又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更で、外観を保存計画の修景基準に基づく修景に要する経費	主屋 6/10 以内	4,000
			付属屋 6/10 以内	2,000
	工作物	保存計画の修景基準に基づく修景に要する経費	6/10 以内	2,000
	設計監理に係る経費		6/10 以内	500
環境物件以外の環境要素の修景	保存計画の修景基準に基づく修景に要する経費		6/10 以内	1,000
保存団体等の活動事業	保存地区住民等により組織された保存団体の活動及び伝統的建造物等の保存技術の向上等を目的とした団体の活動に要する経費		8/10 以内	300
その他市長が保存地区の保存及び活用のために特に必要と認める事業に係る経費のうち、杵築市伝統的建造物群保存地区保存審議会の承認を得た経費			予算で定める額	